

平成26年第2回尾張旭市公平委員会議事録

- 1 開催日時
平成26年4月14日（月）
開会 午後2時00分
閉会 午後2時30分
- 2 開催場所
尾張旭市役所南庁舎2階 203会議室
- 3 出席委員
委員長 黒 澤 佳 代
委員 戸 塚 理 人
委員 岡 本 浩
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者
なし
- 6 出席した事務局職員
行政課長 木 上 恒 夫
行政課法務文書係長 谷 口 洋 祐
行政課法務文書係主事 村 上 幸 歩
- 7 会議に付した事件
第2号議案 職員団体の申請書の記載事項の変更登録について
第3号議案 尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について
第4号議案 職員相談員の指名について
- 8 議事要旨

行政課長	<p>本日は、御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。 議事に入ります前に、4月1日付け人事異動により、事務職員の森下佳美が村上幸歩に交代となりましたので、よろしくお願ひします。</p> <p>(村上 「よろしくお願ひします。」)</p> <p>本日の議案には、職員団体の役員の役職、氏名及び住所といった個人情報が含まれております。これらは尾張旭市情報公開</p>
------	---

<p>行政課長</p>	<p>条例における非公開情報に該当する可能性がありますので、会議中、氏名、住所についての発言を控えること及び傍聴者用の資料中、該当部分を黒塗りすることで、会議を公開とすることについて提案させていただきます。また、会議録につきましても同様の取扱いをしたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>それでは議事の進行については、委員長にお願いしたいと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
<p>委員長</p>	<p>委員3名が、出席しております。</p> <p>地方公務員法第11条第1項に定める定足数を満たしておりますので、ただ今より平成26年第2回尾張旭市公平委員会を開会します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>本日の議案は、第2号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』、第3号議案『尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について』、第4号議案『職員相談員の指名について』の3議案でございます。</p> <p>それでは第2号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』を議題とします。先ほど、事務局から提案がありましたが、第2号議案について会議を公開とすることについて、御異議はありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>御異議がないようですので、第2号議案については、公開とします。</p>

委員長	<p>それでは議案について、事務局から説明してください。</p>
事務局（係長）	<p>まずはじめに、配布資料の確認をさせていただきます。通知文書のほか、本日の次第、ホチキス綴じの議案の資料、A4両面の関係法令等の資料でございます。</p> <p>それでは、ホチキス綴じの議案資料をお手元に御準備ください。第2号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』、御説明します。資料の1ページを御覧ください。</p> <p>この案は、地方公務員法第53条第9項の後段で準用する同条第5項の規定により、職員団体の登録申請書の記載事項の変更登録を行おうとするものでございます。</p> <p>関係法令の資料をお配りしておりますので、そちらを御覧ください。</p> <p>下線部分が要旨ですが、登録を受けた職員団体は、その規約又は申請書の記載事項に変更があったときは、条例で定めるところにより、公平委員会にその旨を届け出なければならないとされています。</p> <p>また、資料の裏面ですが、尾張旭市職員団体の登録に関する条例第4条第1項では、登録を受けた職員団体は、その規約若しくは登録の申請書の記載事項に変更があったときは、公平委員会に書面をもって届け出なければならないとされています。</p> <p>これらの規定により、登録を受けている職員団体である、尾張旭教育労働者組合の代表者から届出があったため、変更登録する必要が生じたものでございます。</p> <p>再度、議案の資料を御覧ください。変更登録の内容は、理事その他の役員に関する事項でございます。</p> <p>当該組合格約の第15条において、役員は、執行委員長、副執行委員長、書記長、会計が各1名、そして監査委員が2名と定められております。このうち、今回は、執行委員長と会計が改任され、届出があったものでございます。なお、資料の2ペ</p>

事務局（係長）	<p>一ページから三ページに改任届及び証明書の写しを添付しております。</p> <p>よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
委員長	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等がありますでしょうか。</p>
戸塚委員	<p>尾張旭市職員団体の登録に関する条例第三条で、「申請を受けた日から30日以内に、登録をした旨又はしない旨を、申請した職員団体に通知しなければならない。」となっていますが、期限は守られているのでしょうか。</p>
事務局（係長）	<p>これまで期限を守ってきております。ちなみに、今回の登録の申請書の記載事項の変更の届出を受付したのは、3月24日です。</p>
委員長	<p>これまで事務局側は、その期限を考慮して、公平委員会の日程調整を行っていただいていたので、守られていたと思います。</p>
委員長	<p>その他に御質問等がありますでしょうか。</p> <p>（「質問なし」の声あり）</p> <p>御質問はないようです。</p> <p>尾張旭教育労働者組合の職員団体の申請書の記載事項を、公平委員会に変更登録することについて、御異議はございませんか。</p>
委員長	<p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>御異議がないようですので、変更登録することとします。事務局で通知及び登録簿への登録をお願いします。</p> <p>では、第3号議案『尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について』に移ります。事務局から説明してください。</p>

事務局（係長）	<p>それでは、第3号議案『尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について』を、御説明いたします。資料の4ページを御覧ください。</p> <p>この案を提出いたしますのは、平成26年4月1日付けで施行されました尾張旭市行政組織規則の一部改正に伴い、当該公平委員会規則において、関連する部分について、所要の改正を行おうとするものでございます。</p> <p>改正点は、「総合推進室の副主幹」を「総合推進室総合推進係長」に改めるものです。市長の直轄部署である総合推進室に総合推進係が配置されたことに伴う改正です。「総合推進室の副主幹」も「総合推進室総合推進係長」も、どちらも係長級の職員でございますが、その職務の内容をみますと、職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当しますので、今回、管理職員等に加えようとするものでございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
委員長	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等がありますでしょうか。</p>
岡本委員	<p>総合推進係ができたということですか。係員は何名でしょうか。</p>
行政課長	<p>はい。係員は、係長を含めて2名です。総合推進室は、室長1名、係長1名、担当1名になります。</p>
委員長	<p>他に御質問はありますでしょうか。</p> <p>（「質問なし」の声あり）</p> <p>御質問はないようです。</p> <p>尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正することについて、御異議はございませんか。</p>

委員長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議がないようですので、尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正することとします。</p> <p>続きまして、第4号議案『職員相談員の指名について』を議題とします。</p> <p>議案について、事務局から説明してください。</p>
事務局(係長)	<p>第4号議案『職員相談員の指名について』御説明します。</p> <p>5ページを御覧ください。</p> <p>この案は、『尾張旭市職員からの苦情相談に関する規則』第3条の規定により、苦情相談を受けて処理する者として指名する「苦情相談員」について、人事異動に伴い、変更するため必要があるからでございます。</p> <p>公平委員会の事務職員3名のうち、平成26年4月1日付け人事異動により、森下佳美に替わり、新たに村上幸歩を指名しようとするものでございます。</p> <p>よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
委員長	<p>ただ今の説明内容等について、御質問はございませんか。</p>
委員長	<p>相談はよくあるのでしょうか。</p>
行政課長	<p>一年間務めた中で、相談はございませんでした。しかし、今考えてみると人事に対する不満を休憩中に聞くことはありました。ただ、執務時間中にはありませんでしたので、知人からの相談として受けていました。これからは、自らが職員相談員であるという自覚を持って受けなければいけないと改めて思いました。</p>
戸塚委員	<p>構えるとかえって話しづらくなります。個人的にはそのように構える必要はないのではないかと思います。</p>
岡本委員	<p>人事異動に対する苦情も、不服申立ての対象でしょうか。</p>
行政課長	<p>「公平委員会制度」についての追加資料4ページを御覧ください。</p>

行政課長	さい。苦情相談の対象となる事項として、「勤務条件その他人事管理全般に関するもの」があります。
事務局（係長）	この制度に基づく正式な苦情ということになりますと、相談員は、記録の作成、公平委員会への報告、を行います。
委員長	そういったものは今までないですね。
事務局（係長）	ないです。
委員長	苦情相談があったら、助言をしたのみでも、公平委員会に報告されるはずですね。
行政課長	そういうことです。相談員として苦情を受けるならば、記録をとって報告させていただくことになります。
岡本委員	一般職員は、研修を受けるなどして、このような公平委員会制度を知っているのでしょうか。
行政課長	あまり周知されていないのが現実で、実際に多いのは、人事課に直接相談するケースと思います。ただ、制度自体の認知をしていただく必要があると思いますので、一度周知の仕方について考えてみたいと思います。
戸塚委員	この追加資料については、今後、色々と確認や補足を行い、より良いものにしていってはどうかと思います。
岡本委員	苦情相談の制度は、地方公務員法に基づくという理解でよかったですでしょうか。
事務局（係長）	地方公務員法第8条第5項の規定に基づく「尾張旭市職員からの苦情相談に関する規則」で、苦情相談について定められています。
委員長	他に御質問はありますでしょうか。 （「質問なし」の声あり） 御質問もないようです。職員相談員の指名について、御異議ございませんか。

委員長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議もないようですので、議案のとおり職員相談員を変更することとします。</p> <p>これで全ての議案につきまして終了しましたが、その他に、何か事務局からございますか。</p>
行政課長	<p>特にございません。</p>
委員長	<p>次第3の「その他」に移ります。委員の皆様方から何かございますか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>それでは、これを持ちまして、平成26年第2回尾張旭市公平委員会を閉会いたします。</p>